

地域公共交通計画の基本構成（イメージ例）

1 はじめに

(1) 計画策定の背景と目的

～備考～

※記載根拠

(2) 計画区域

法第5条第2項第2号【義務】

交通圏域をもとにした計画の区域を設定する。
(妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町 + 4町から見た広域交通の範囲の確認)

(3) 計画期間

法第5条第2項第6号【義務】

(4) 計画の位置付け

北海道及び4町の上記・関連計画（総合計画、北海道交通政策総合指針、創生総合戦略、都市計画、立地適正化計画など）

2 地域公共交通を取り巻く現状

(1) 地域の現状

地形・地勢、人口（現状と将来）、主要施設状況、道路交通基盤など

(2) 公共交通の現状

「地域公共交通実態調査」を実施の上、幹線・広域路線となるJR、バス（都市間バスを含む）、ハイヤーなどの“運行実態”を把握

3 公共交通に関する住民の意識調査

上記2(2)で記載する幹線・広域路線の“利用実態”や“今後の動向”について、「地域公共交通実態調査」に基づくアンケート（通勤、通学、通院、今後の動向）を実施

4 公共交通に関する課題

上記2(2)で記載する幹線・広域路線の“利用実態”や“今後の動向”のほか、上記3でまとめるアンケート結果などに基づき、“運行面の課題”を洗い出しすることで、地域公共交通の問題点、課題を整理する。

5 基本方針及び取組の方向性

(1) 基本方針

法第5条第2項第1号【義務】

上記4までの整理・検討結果を踏まえ、次の観点で基本方針(案)や後段の目標(案)を作成するが、基本的な視点は「交通ネットワークの最適化」とする。

(検討の視点)

公共交通ネットワークのあり方、公共交通の路線のあり方、公共交通に関する役割分担、料金体系のあり方、公共交通サービス基準の設定、交通結節点や公共関連施設のあり方、観光における公共交通のあり方、圏域住民の参画、事業者の改善努力、財政支援ルールの検討、利便性向上や利用促進に向けた取組の検討 など

6 計画の目標及び目標達成のための事業等

(1) 計画の目標

法第5条第2項第3号【義務】

基本方針を踏まえた計画目標の設定

(2) 目標達成のために行う事業及び実施主体

法第5条第2項第4号【義務】

目標を達成するために必要な施策(事業)の方向性を整理

(3) 計画の達成状況の評価

法第5条第2項第5号【義務】

評価指標案について、その算出方法や目標値を設定

※備考

法第5条第3項には、次の努力規定が列記されている。

- ①計画に定められた目標を達成するために行う事業に必要な資金の確保に関する事項
- ②都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項

③観光の振興に関する施策との連携に関する事項

④①～③のほか、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項